

相 談 事 例

ID：03-01-057

相談タイトル

進学上京する娘さんの賃貸借契約内容について（コロナ関連）

Q：ご相談内容

賃貸借物件の内覧もして、契約書が郵送されてきている。契約書の解約事項の中に「学生物件のため、解約は3月末のみとする」との記載がある。時節柄、コロナに感染し解約せざるを得ない状況になることもある。5月に解約を申し入れても、3月末まで家賃を支払い続けなければならないのは困る。どうしたらよいか。

A：回答

お手元にある賃貸借契約書に署名・捺印し、返送される前に、不動産会社に相談者の希望を入れた解約時期に関する内容について、特約事項に追記や覚え書きなどでの対応を相談してみてもとを考えます。フリーレント契約も1年以内の解約はできないなどの条件もあるので、「学生物件」の条件となっている場合は、変更も難しいかもしれませんので、場合によっては、希望条件に合う別の物件を探すことも考慮されてはと思います。